

平成 22 年 12 月 14 日

「新規インターネット加盟店におけるクレジットカード決済に係る 本人認証導入による不正使用防止のためのガイドライン」の制定について

社団法人日本クレジット協会
日本クレジットカード協会

社団法人日本クレジット協会(会長 堀部政男 一橋大学名誉教授)と日本クレジットカード協会(会長 佐々木宗平)は、インターネット取引におけるクレジットカード決済の拡大に伴い増加している「本人なりすまし」による不正使用被害を防止するため、標記ガイドラインを策定し、本日その内容を公表する。

具体的には、平成 23 年 3 月以降、新たにインターネット取引におけるクレジットカード決済加盟店になる場合には、「クレジットカード番号」及び「有効期限」の入力に加え、「セキュリティコード+3Dセキュア等」※による本人認証を行うことを必須とする旨を規定した。

※「セキュリティコード」: インターネット取引等におけるクレジットカードの不正使用を防止するためにカード裏面に記載されているコード

※「3Dセキュア」: カード会員があらかじめ登録したパスワードを利用するインターネット取引の本人認証手段

《ガイドライン策定経緯等》

クレジット業界では、インターネット商取引における不正使用防止対策として、旧(社)日本クレジット産業協会にて、『インターネット商取引におけるクレジットカード決済に係る本人確認強化によるなりすまし防止対策のための行動計画』(平成 19 年 3 月 23 日)(以下『行動計画』という。)を取りまとめ、インターネット加盟店売上高上位 100 店に対し、3Dセキュア・セキュリティコード等の推進を実施してきた。

また、上記と並行して、不正使用多発加盟店に対してもセキュリティコード、3Dセキュアの推進を行ってきた。さらに、ゲーム業界に対してはセキュリティコード、3Dセキュアの必須化を実施する等の対策を実施してきた。

しかしながら、未だ「クレジットカード番号」「有効期限」のみで決済が完了するインターネット加盟店が大半を占めており、不正使用被害も増加している。

このような不正使用により詐取された資金は反社会的勢力の資金源になっているおそれもあり、単にクレジットカード会社のリスクとしてだけではなく、社会的なリスクとして防止していかなければならない問題でもある。

これらの状況を踏まえ、両協会は、早期に対策を講じることが可能な「新規インターネット加盟店」を対象とした不正使用防止策として、本ガイドラインを策定した。

なお、「既存のインターネット加盟店」に対するガイドラインは、今後、当該関係者と調整を行いつつ、段階的に対応していく。

両協会は、本ガイドラインの確実な実行により、インターネット取引における不正使用被害の防止を実現するとともに、今後もカード会員・加盟店をはじめ全ての関係者にとって安全・安心なクレジットカードのインフラ整備に努めていく所存である。

記

添 付 資 料

「新規インターネット加盟店におけるクレジットカード決済に係る本人認証
導入による不正使用防止のためのガイドライン」

本件に関する問い合わせ先

社団法人日本クレジット協会 業務企画部
東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 住生日本橋小網町ビル
電話：03(5643)0011

日本クレジットカード協会
東京都港区新橋 2 丁目 12 番 17 号 新橋 I-Nビル
電話：03(6738)6621